

## 社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等には、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償等)

第3条 役員等が次に掲げる法人業務を行う場合、「社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会会員の旅費規程」により日当及び旅費を支給する。ただし、事務局長及び施設長が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
- (2) 監事が監査を実施した場合
- (3) その他当法人の運営に必要な業務

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。